

「日米安保条約—日米安保体制」から 「世界の中の日米同盟」へ (2)

- 日米安保再定義から再々定義までの decade が
現代憲法史に占める意義とは何か。権威主義的
国家体制批判の歴史的視座の設定をめざして —

From “The U.S.-Japan Security Treaty / The U.S.-Japan Security System” to “The U.S.-Japan Global Alliance” (2)

横 田 力

YOKOTA Tsutomu

序章

- 第1章 旧ガイドライン体制から新ガイドライン体制へ
第1節 攻守同盟体制 (集团的自衛権体制) へのエン
トランスとしての「76年大綱」vs「旧ガイ
ドライン」体制の意味
第2節 「日米同盟」論の登場
第3節 80年代の安全保障観
—「日米同盟」論の公式化
- 第2章 冷戦の終結から安保再定義へ
第1節 冷戦後の安全保障環境
第2節 アメリカの安全保障政策の転換とその影響
—わが国の安全保障政策の分岐をめぐる
- 第3章 日米安保再定義、そこで問われたものは何か
第1節 安保再定義への序曲
第2節 日米防衛協力のための指針 (ガイドライン)
改訂と安保再定義
- 第4章 安保再定義と国家構造の改編
第1節 新ガイドラインから周辺事態法へ
第2節 「武力攻撃事態」の認定・対処措置の実施と
国家体制・国民
第3節 改正自衛隊法等有事関係諸法の特徴と構造
(以上 第73集に掲載)
- 第5章 2000年代における「日米同盟」と防衛政策の展開
第1節 その後の「日米同盟」をめぐる象徴的意味を
めぐって
第2節 その後における防衛政策転換の必要性を
めぐって
第3節 2000年代における防衛政策と日米同盟
第4節 日米安保「再々定義」
—『日米同盟：未来のための変革と再編』が
目指すものは何か

- 第6章 「戦後」安全保障・防衛政策の転換から新たな
安全保障原理の確立へ
—「平和国家」「平和協力国家」から「積極的
平和国家」へ
第1節 「戦後」安全保障原理からの脱却へ
第2節 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談
会」報告書の問題点を中心にして
第3節 2つの「安全保障と防衛力に関する懇談会」
報告書をめぐって
—新たな安全保障・国家像の彫琢へ
(以上 本集)
- (以下 次集以降)
- 第7章 2010年「防衛計画の大綱」とその後の政策展開
が示す安全保障構想と国家像
第1節 2010年「防衛計画の大綱」策定の国際的背景
と意味
第2節 2010年「大綱」にみられる二つの特徴
第3節 動的防衛力を具体化する構想について
- 第8章 インターステート・システムと沖縄
第1節 「近代」がもたらす受益と受苦の構造
第2節 沖縄をめぐる国家統治の特徴
—SACO 合意から米軍再編の過程を追う
第3節 沖縄にとって新基地建設の意味とは何か
—ロードマップの行方を追って
- 第9章 理論的総括
第1節 憲法、国際法学からみた攻守同盟 (集团的自
衛権) 体制とは何か
第2節 憲法からみた安全保障構想とは何か
第3節 脱国民主権、非犠牲者システムが目指す安全
保障構想とは
—国家間合意システムを越えて

第5章 2000年代における「日米同盟」と防衛政策の展開

第1節 その後の「日米同盟」をめぐる象徴的意味をめぐって

「世界の中の日米同盟」を指向する表現は1996年4月の日米安保共同宣言以来、日米間の国際文書、宣言、各々の政府や民間の政策（提言）文書の中でくり返し常套用語として使われるようになってきている。即ちその多くが、「日米間の安全保障面の関係に基づく二国間協力」「地域における協力」「地球規模での協力」とされるか、第一のフレーズを二つに分け、「日本にとり必要とされる安全保障政策」「同盟関係にとっての」それと小区分として提示するかの違いはあっても、いずれも日米関係をグローバルな課題を追求し、グローバルな価値共同体をグローバルに実現していくための基軸（core）となる同盟関係として捉えていることでは共通している。

そしてそこでの同盟とは、軍事を中心にする狭義の安全保障に限定されるものではなく、あくまで「日米安保体制を基盤とし」つつも「日米両国がその基本的な価値並びに利益をともにする国として、安全保障面をはじめ政治および経済等の各分野で緊密に協調、協力していく関係を総称」するものであるとされる。

この点を両国政府の立場から最も端的に言い表わしているものとして、ここでは先ずその政権最後の年（06年6月）の日米会談に臨んだ小泉首相とブッシュ米大統領による共同宣言文書「新世紀の日米同盟」の中にみてみよう⁽¹⁾。即ち、そこでは「日米両国は、共通の脅威（mutual threats）に対処するのみならず」（狭義の安全保障政策の課題）、「自由、人間の尊厳及び人権、民主主義、市場経済、法の支配といった中核となる普遍的価値観の促進のために共にある（stand together……for the advancement of core universal values）」

（広義の同盟体制）。こうした価値観は、両国の長い歴史的伝統に深く根差したものである。」両国は、「テロとの闘いにおける勝利、地域の安定と繁栄の確保、市場理念・体制の推進、人権の擁護、シーレーンを含む航海・通商の自由の確保、地球的規模でのエネルギー安全保障の向上といった利益を共有している。」そして「こうした日米共通の価値観と利益」こそが「地域及び世界における日米協力の基盤を形成している」のであると、続くことになる。以下、そのような「共通の価値観と利益」の内容がさらに具体的に紹介されていくが、それは、一方で、「テロとの闘いにおける最近の成功やイラク新政府への支援、イラン問題を含む（大量破壊兵器の 横田）不拡散面での協力」「アフガニスタン及びイラクにおける日本の人道復興支援、並びにインド洋での多国籍軍に対する日本の支援」等の評価にみられる日米両国の協同の下でのグローバルな安全保障上の成果を前提とするものであり、他方でそれは「成長と経済改革を促進し、開放された市場を維持・推進し、テロの脅威に対処しつつ合法的な物、サービス、人及び投資の効率的な移動を確保し、……地球的規模でのエネルギー安全保障を強化」するなど、市場主義経済のグローバル化に関わるものなのである。その上で両者の関係を媒介するものとして、日米の軍事同盟としての意義が語られることになる。即ち「両首脳は、2005年2月の共通戦略目標の策定や、日米同盟を将来に向けて変革する画期的な諸合意が行われたことを歓迎した。米軍及び自衛隊の過去数十年間の最も重要な再編をはじめとして、これらの合意は歴史的な前進であり、米軍のプレゼンスをより効果的にするものである。同時に、変化する安全保障環境において日米同盟が様々な課題に対処するために必要とする能力を確保するものであ

る。」

この発表が、その前置きとして「両首脳は、日米関係が歴史上最も成熟した二国関係の一つであるとの見解で一致した」ではじまることをみると、それは確かに11年前の叙上の国防総省第三次東アジア戦略構想（所謂ナイ・イニシアティブ）を意識して書かれた同じく同年3月の国防総省「日米安全保障関係報告」における表現「日本との関係以上に重要な二国間関係はない。日米関係は米国の太平洋における安全保障政策などに世界的な戦略目標にとって不可欠の存在である。日本との安全保障上の同盟は、アジアの安定促進の主要な要素であり、この事実は冷戦の終結によっても変わりはない。」を彷彿とさせるのである⁽²⁾。ただそこにはその後10年余の経過の中で、そのような認識を深めるための実績が充填されているのである。

従って、このような認識はそれが要とするアジアに対する認識をかなり一面的なものとすることになる。即ち「アジアは、民主主義、自由、人権、市場経済、法の支配といった普遍的価値観の一層掘って立つ地域へと変わりつつある。両首脳はアジアのこの歴史的変革を共に形作り支援していくことを表明した。」とある。

ここでは、北朝鮮と中国の脅威については、多くをさいての言及はないが、正にテロ等の脅威の原因が、共同声明がいう「成長と経済改革の促進」といった市場原理のグローバル化と核を背景とする軍事力の前方展開といった、両国にとっての共通の価値とそれを守るための手段のあり方そのものから生まれ、世界大で安全保障観の転換が求められていることなどへの洞察は全くといっていいほど存在しないのである⁽³⁾。このような中で文書は「[世界の日の日米同盟]が一貫して建設的な役割を果たし続けるとの認識を共有した。」とし、それは「地球規模での協力関係」へと「今後とも益々発展していくことを希望する」、で終わるのである。

そしてこのような認識は、本年（2010年）1月19日、改訂安保条約締結50年を記念しての日米両首脳談話、とりわけ鳩山首相談話へとそのまま引きつがれることになる。そこで（鳩山）首相は日米同盟体制の中核としての日米安保体制の意義について次のように語るのである。「日米安保体制は、わが国の安全のみならずアジア太平洋地域の安定と繁栄に大きく貢献してきた。わが国が戦後今日まで自由と民主主義を尊重し、平和を維持し、その中で経済発展を享受できたのは、日米安保体制があったからと言っても過言ではない。」「現在および予見し得る将来、日米安保体制に基づく米軍の抑止力は、核兵器を持たず軍事大国にならないとしているわが国が、その平和と安全を確保していく上で…引き続き大きな役割を果たしていくと考えられる。」それ（日米安保体制）は、「独りわが国の防衛のみならず、アジア太平洋地域全体の平和と繁栄に」とり「引き続き不可欠であると言える。」このような意義をもつ日米安保条約「に基づく米軍のプレゼンスは地域の諸国に大きな安心をもたらすことにより、いわば公共財としての役割を今後とも果たしていくと考える⁽⁴⁾。」

このような認識を前提とすれば、首相が、事実上の09年総選挙の「公約」でもあった沖縄普天間基地返還とその代替施設のあり方について「最低でも県外、できれば国外移転」を実質上撤回して、沖縄海兵隊の抑止力としての存在意義を強調するようになった理由も容易に理解できるのである⁽⁵⁾。

それはさておき、近年の日米両政府や民間の諸文書の中で、公海自由の原則や排他的経

済水域の保障、自由貿易秩序や通貨システム等をグローバル・コモンズ即ち国際公共財としたり、一步踏み込んで日米安保体制それ自体をそのように表現することは散見されるが、米軍のプレゼンス自体を公共財と表現した例はまずなかったと言えよう。

ここで問われるべきなのは、右に紹介したこのような主要な共同文書や談話の中で、その国の外交及安全保障政策として、国際平和の流れからみても極めて守旧的な二国間同盟関係というスタイルをヴァージョン・アップしてそれを安全保障だけでなく政治・経済関係をも包括する「世界の中の同盟」関係とするだけの国家体制のシステムとしての変化があったのか否かということである。

本稿ではそのことみる上で第4章では、「新ガイドライン法制から有事法制の整備、確立へ」として主に1996年から2004年段階の法状況を中心にして検討を行った。

ではその後の展開はどのようなものだったのであろうか。この点を次にみてみることにしたい。

第2節 その後における防衛政策転換の必要性をめぐって

2000年10月米国防大学国家戦略研究所（INSS）は、所謂アーミテージ報告（超党派による米政界の日米関係に関する総意を表わすという形をとる、米国では「アーミテージ、ナイ」報告書とも言われる）として知られる特別報告書『米国と日本：成熟したパートナーシップに向けて』（第一次アーミテージ報告書）を議会に提出した⁽⁶⁾。

そこでは、96年日米安保共同宣言以来の安全保障をめぐる日米間の成果と日本の努力を示し、あわせて今後に向けての課題（とりわけ日本にとっての）を次のように記している。「共同防衛計画の基本である米日防衛力指針（ガイドライン）の改定は、太平洋をまたぐこの同盟で日本が果す役割の増強に向けた上限ではなく基盤とみなすべきであり……、冷戦後の地域的情況の不確実性は、二ヶ国間の防衛計画によりダイナミックな取り組みを必要としている。」しかし「日本が集団的自衛権を禁止していることは、」右の取り組みをする上で「同盟間の協力にとって制約となっている。この禁止事項を取り払うことで、より密接で、より効果的な安全保障協力が可能になろう。これは日本国民のみが下せる決定である。」「われわれは、アメリカとイギリスのあいだの特別な関係を、米日同盟のモデルと考えている。」そして「そのためには」として「必要な要素」が7項目にわたって列記されるのである。それはすべてにおいて一国の防衛政策の基本に関わったものなのである。

ちなみにこの一点をみても、彼または彼周辺から出たとされる「ショー・ザ・フラッグ」「ブーツ・オン・ザ・グラウンド」等の言葉は、単なるレトリック以上の意味をもったものといえよう。

では、先程の2006年6月と2010年5月における同盟礼賛の日米首脳のスーテートメントはこのような課題を日本政府が、政策として実現したことを前提としてのことだったのであろうか⁽⁷⁾。

今から9年前2001年9月11日のニューヨーク同時多発テロとその後のアメリカによる対アフガン攻撃（「不朽の自由作戦」）及び2003年1月にはじまる米軍によるイラク攻撃は、確かにそれまでの安全保障観と武力行使に関する国際法上の理論構成に大きなインパクトを与えるものであった。前者に関しては国連の関与は、90-91年の湾岸危機→戦争の場合

と異なり、憲章39条—42条の範囲では行われず、単に米国に個別的集团的自衛権があることを確認したに留まっている。確かに NATO は結成後初めて5条有事（締約国の領域防衛のための集团的自衛権）を認定しているが、その後の NATO の行動は右の認定に基づくものではなかった。

それに対して、後者（2003年のイラク攻撃）では安保理による拘束力ある認定、決定は一切なされず米英軍を中心にする有志連合による戦闘行動が一方的に開始されている。またそれと対比すべき措置の前例としては国際世論を二分した1999年の NATO によるコソボ空爆があるが、この場合には、旧ユーゴからの独立を唱えるクロアチア、コソボ（各々1991年、92年1月、4月、ECは各々の独立を承認）、それに対して連邦を再編してその維持を計ろうとするセルビア（及びモンテネグロ、92年4月両者で新ユーゴスラビア連邦共和国成立宣言）との間で、特にコソボ地域のあり方をめぐる内戦があり（92—94年）、それに対する国連をはじめとする国際社会（さらに NATO 軍）の対応の遅れが悲惨な人道上の被害の発生を招いたという前段があり、当時もそれと同様の事態が生起していただけに同じく安保理による承認がなかったとはいえ全く同一に論じることはできないであろう⁽⁸⁾。

この二つの事例を比較すると、イラク攻撃の場合は、あくまで、その脅威そのものが先行する違法で重大な武力の行使（武力攻撃の発生）やその威嚇による領土保全の侵害そしてそれに伴う人道上の危機（平和に対する脅威、その破壊）を要件とするものではなく単なる大量破壊兵器の拡散、使用による将来の脅威に留っていたのである。これは戦間期の戦争違法化体制の発展としての憲章体制が、一般国際慣習上の個別国家の武力行使を、違法な先行する国家による武力攻撃の発生（もしそれが直接国家によらない場合は、その領域を管轄する国家による武装集団の行為への緊密な援助等による「実質的関与」の存在を必要とする）に厳しく制限したこと（それは集团的自衛権の行使の場合は特に）とは正に対極にある事例と言えよう⁽⁹⁾。

これを日米の要路者は、日米同盟の名の下に、「自由と民主主義、市場経済」からなる共通価値及び価値秩序、あるいはグローバル・コモンスの確保として正統化するわけであるから、そこには相当の安全保障観（防衛政策）の転換とそれに伴う法制度をめぐる考え方の大きな転換が伴われていたことになろう。

そして、それは、憲章体制よりもさらに強く国家による武力の行使を禁止した日本国憲法の平和主義原理との関係で大きな乖離状況を示すことになるのである。

従って、そのような中周知のように、2004年から5年にかけて、政権党である自民党、野党第一党の民主党の二大政党をはじめとして一部大手マスコミをも巻き込んで明文憲法改正の動きが大きく台頭し、その中の有力な一部は、右のような認識があつてのことか、自衛軍と軍法、軍法会議を明文で規定する憲法修正案を「憲法改正」案とせず「新憲法草案」として提示したことは記憶に新しい所である⁽¹⁰⁾。そこには「憲法を自ら改正（→制定）することではじめて国民は真の主権者となれる」、「そのようにして国民は国家と対置するだけでなく、統治の客体から主体に転じることで国家と同一の存在となる」、従って「国民には国家同様、自らがつくった憲法を擁護する義務がある」等の全く特異な憲法観の下に、新たな憲法改正権の発効によらずしては、日米同盟関係をさらに進めるような法体系を憲法に基づいて正統化することは不可能であるとの権力サイドの認識があつたこと

になる。

そして、徹底的な市場原理に基づく小泉政権下の構造改革と、有事法制による一応の国家体制の権成主義的改編、そして両者を国民との関係で媒介するものとしての地方分権改革の二次に亘る実行による基礎自治体の広域化と道州制へのステップ・アップは、小泉政権の後を襲った安倍・福田・麻生の各々の政権下での自民党の支持率の急落の前に、政権交代により担い手を異にして実施されていくことになる。しかし、そこには同時に、安倍政権下の「戦後レジームからの脱却」にみられるようなイデオロギー的には戦前を指向するかのような新保守主義的言動（教育基本法の改正は、教育の理念や目的ではなく具体的な児童、生徒の行動と達成度を競わせる20項目からなる教育目標の法定化と国家ではなく内閣を意味する「政府」による教育的内容の決定である教育振興計画の策定をとり込むことで成就されるが）への忌避と構造改革による国民生活の犠牲が格差、生活不安という形で急速に顕在化したことに対する大きな国民の不満も存在していた⁽¹¹⁾。従って安倍政権後の短期の二代に亘る自民政権は勿論、新たに右のような不満とその解消への期待を受けて登場した民主党政権は、内部にいくつかの政策上の分岐を伴うとはいえ、公然と明文改憲を主張できない政治状況の中にあっただと言えよう。

しかし、明文改憲をしないまでも、国家のヘゲモニー集団が意図する日米安保体制を基軸におく「世界の中の日米同盟」は、それを実効ある体制として確立するためには、国際法原理とこれまで国民に支持されてきた憲法原理との抵触はさげられず、それを糊塗するためには新たな概念装置と理論による粉飾を必要とすることになる。

ちなみに、そのような事態に応えるべく急拵つくれた対テロ特措法とイラク特措法がそれに十分応えるものでないことはその構造からして明かである。

それは協力支援活動（対テロ特措法）であれ、人道復興支援活動、安全確保支援活動（イラク特措法）であれ、それらは政府が認定した「非戦闘地域」でのみ行われるものであり、物品・役務の提供に関しても PKO 協力法の場合と同じく ACSA 適用外としての無償供与または貸与条項を含むものであり、有事法制というよりは PKO と同様、「国際協力法」としての意味あいをもつものでもあった（従って自衛隊の活動部分に関する基本計画に対する国会承認も決定後20日以内とされる）。

ただしいわばこのような軽めの「有事法制」が、その実体においてアメリカの認定するグローバルな有事における軍事協力を、三自衛隊の実働部隊が極東や周辺、太平洋地域をはるかに超え、明白な兵站活動として外国の有志連合、多国籍軍（その設立自体は正式な戦闘作戦行動の終了後に安保理の承認の下に行われたとはいえ、それが現に内戦状態の一方の側に立ってその後も戦闘行動に従事している）への協力という形で行われている以上、それらをめぐる趨勢は大きな意味をもって来る。

自衛隊イラク派遣違憲訴訟名古屋高裁判決が、そのような自衛隊の派遣を自国防衛とは直接関わりのない憲法9条1項が禁じる違法かつ違憲の外国の軍隊との武力行使と一体となった行為である、としたことはその問題点を明快に衝くものであった⁽¹²⁾。では、次にそのようなことの根底にある防衛政策の転換についてさらに検討してみることにしよう。

第3節 2000年代における防衛政策と日米同盟

わが国の防衛力（自衛力）整備のあり方は、憲法9条2項の規定を受けて様々な規制の

中からはじめられた。それは戦後の日本外交の3つの基本政策をふまえて制定された1957年の閣議・国防会議の決定である「国防の基本方針」にもその一端を見ることができる。即ち「(1)国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。……(3)国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。(4)外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を得るに至るまでは、米軍との安全保障体制を基調としてこれに対処する。」このことは自衛隊法3条により自衛隊の任務が国土防衛に限られ、そのことにより、武力の行使を伴う自衛隊の防衛出動が、その「危険がさし迫っている」場合を含む「外部からの武力攻撃」のある場合に限定され、海外派遣(兵)が、1954年の参議院本会議の決議により厳しく禁止されていたことにみることができる。

しかし 建前はそうではあっても、1958年に始まる第一次防衛力整備計画は、大量報復戦略の下撤退する米地上軍を⁽¹³⁾補うべく骨幹的防衛力構想に基づき決して所要防衛力構想即ち脅威対応型のそれを捨ててくるものではなかった。そこではまた、政府としての「防衛規模は、わが国の経済力と権衡を保つことが原則で…長期防衛計画というものは、当然経済力の増減に応じて増減せらるべきもの」とされ、経済力の伸長に応じて量的規模の拡大が計られるものとされた。そして1962年にはじまる第二次防衛力整備計画は、一方で「初めて防衛力整備の目標とする事態を通常兵力による局地戦以下の侵略に対処することと定め、これに対して有効に対処し得る防衛力を持つことが防衛力整備の目的である」としたが、他方で、「骨幹的防衛力の内容充実とともに、科学技術の進歩に即応した精鋭な部隊建設……を培い、陸・海・空各自衛隊の統合防衛力の向上を図ること……を主眼と」するものとされ、漸次的な防衛力の向上が計られていくことになる⁽¹⁴⁾。その後このような防衛力構想に対して一定のコンセプトを与えるものが、叙上の1976年防衛計画の大綱であり、その前提となる経済の安定成長下における防衛という考え方は、「外交、経済、民生安定という大きい安全保障の立場から、防衛力の漸増ということを考え」なければならず、「民生安定ということは非常に大事なことで……著しく民生を圧迫する」ものであってはならず、「また外に向か……ては、他国に脅威を与えるようなものではあってはならない……という意味合いにおい……て、(防衛費を)GNPの1%以内ということに」したい(1975年7月9日衆議院予算委員会での坂田防衛庁長官答弁)とするものであった。そしてこの答弁の趣旨は、翌年の大綱決定と前後する閣議、国防会議決定「当面の防衛力整備について」に引きつがれ、「防衛力整備の実施に当たっては、当面、各年度の防衛関係経費の総額が当該年度の国民総生産の100分の1に相当する額を超えないことをめどとして…行うものとする。」とされ当面の国是とされたのである。

これが当時の久保卓也防衛事務次官の名をとった久保構想、即ち基盤的国防衛力構想が提示された背景である⁽¹⁵⁾。それは以上のように当時の東西対立は緊張緩和(デタント)の状況にあり、米ソ間での直接的な軍事力による対決はない、とする認識に基づくものでもあった。しかし重要なことはこのような構想はあくまで「当面は」としていることであって、「防衛力が外部からの脅威に対して備えるものであるとの考え方に変わりはない」と、国際情勢の変化と相まってその外部の脅威の「意図」如何では「新たな防衛力の態勢」への移行も行われうるとしていることである。

ではその後のわが国防衛力のあり方を規定する変化はどのようなものであったのか。そ

れは端的に言って脅威とされる外部の相手方の「意図」の変化というより、日米安保体制に基づき展開する米軍事戦略の変化に規定されるものであったことはその後の歴史が示す通りである。

さて、この基盤的防衛力構想は、76大綱と共に一応その後20年弱のわが国の防衛力のあり方を規定することになる。それに対して冷戦後であると同時にそれを受けた米軍事戦略の再編が実施されようとしている時期に細川連立政権下で設置された首相の私的諮問機関である防衛問題懇談会は1994年8月、とりわけ冷戦後における多国間安全保障を第一の課題として、76大綱改訂に向けての答申を出すことになる⁽¹⁶⁾。それによって改訂されたのが95大綱であり、そこでは基本的に冷戦後の状況をふまえながら基盤的防衛力構想が引きつけられることになった。

この95大綱の中間的性格の特徴はすでに述べたところであるが、それに対する根本的な修正は2004年10月に同じく首相の諮問機関として設置された「安全保障と防衛力に関する懇談会」（以下第二次安保懇とする）の報告により図られることになる⁽¹⁷⁾。ここでは、先ずグローバル化し、相互依存が強まった世界状況の下での脅威は、「日本近くでの」それに「加えて、遠方での脅威についても考慮しなければならず、「国際安全保障は、かつてなく地域限定をこえて一体化する傾向を示している。」という指摘がされる。そしてそのような脅威に対して守られるべきものとは、「国民が大事だと思ふ価値」であり、それは「国民の生命・財産……国家の領土である」に留らず、「自由で民主主義的な制度を含め、国民が大切にしている社会生活や文化的価値を守るところまで広がらなければならず」、そのように考えることが「民主主義国家における安全保障」だとされる。ここには構造的暴力につながる国民の間にある格差や差別、恐怖や様々な生活上の困難を国際協力の中で除去していくことこそが平和につながるのと積極的意味における平和構想は示されず、J・ナイ等が提示する民主主義的制度和価値の普遍化は戦争を防止するものである、とする上からの構想としてのデモクラティック・ピース論のロジックをみてとることができる。いずれにしてもこのように国家として守るべき対象が、このように国家、国民の本質的実存に関わる価値にまで凝縮され拡大されれば、それに対する脅威は無限大に拡大することになるのは自明である。この点は、カール・シュミットが『大地のノモス』等で語っていた「ヨーロッパ公法」崩壊後の現代の戦争観の特徴論に通底するところである⁽¹⁸⁾。

従って、報告は「今後を目指すべき日本の安全保障戦略」として以下の3つのオプションを適切に組み合わせることを主張する。即ち「(1)日本自身の努力、(2)同盟国との協力、(3)国際社会との協力」である。そして(1)として強調されることは、基盤的防衛力概念の見直しであり、それに替えて「多機能弾力的防衛力」概念が提示され、それに応えるための国家体制のあり方として「地方自治体を含む公的組織の協力、さらには民間の協力」をも組織化する総合的安全保障体制の整備が必要だとする。そして同盟国との協力では、米国の核による拡大抑止を前提として、それを補完するものとしてわが国によるBMD等による拒否的抑止を含む機能的な抑止体制の必要が強調される。従って、このような構想の下では、(3)の国際社会との協力についても、そこにおける「破綻国家」への言及は、その下に生きる人々への共感や連帯としてではなく、そのような国家の存在が、国際社会にとり様々な脅威の原因となることで日本の国益に関わってくることを問題とするに留るの

である。

わが国の提起する所謂人間の安全保障構想が、極めて国家主導的であり、ある論者が指摘するように「人間の安全保障の強化によって、国家の安全保障が強化される」という関係にあり、そこでの「人間の安全保障は国家の安全保障のための手段となる」と評される所以である⁽¹⁹⁾。

ただし、報告が、基盤的防衛力の見直について、それが「脅威対抗型」の所要防衛力構想と並んで国家を単位とする従来型の脅威への対応を旨とするものだからであるとし、前者を見直すことが、直ちに後者への移行を意味するものではなく、「複雑、多様な脅威に対処する」ものとして新たに提起する多機能弾力的防衛力構想は、前者の「有効な部分」は引きつづ、としている点はこの時期の過渡性がなお示されてると言えよう。

そして、以上を通して見えてくる日米同盟のあり方は、「④伝統的な特定国の脅威を対象とするものに対しては核を含む米軍の拡大抑止により、⑤それが、日本周辺に存在する場合には、自国の拒否的抑止と基盤的防衛力により、⑥そして「テロリストやならず者国家」あるいは大量破壊兵器の拡散といった非対称的脅威に対しては、グローバルに展開する米軍及び多国籍軍等の諸形態に対して「即応性」「移動性」「柔軟性」「多目的性」をもって協力すること、を内容とするものとなってくるであろう。

そのことを裏づけるかのように報告は、第4部「新たな「防衛計画の大綱」に関する提言」において、次のような指摘を行うのである。即ち「このため、新しい「大綱」には防衛力の定性的な機能を中心に目標を規定するとともに、現在の別表に相当するものについては、防衛力の量的な目標水準の変化と達成時期をわかりやすく明示するとともに、時代の変化に合わせて定期的に見直しができるよう…にすべきである。」と。

以上の構想は同年12月決定の2004年大綱にほぼとり入れられ、そこでは先にふれた⑥の場合を想定してとりわけグローバルに展開する米軍に対して、ナショナルなレベルにおいて（日本有事）、リージュナルなレベルにおいて（周辺事態）、そして字義通りグローバルなレベルにおいて補完的な協力を行う自衛隊の姿がみえてくるのである。

しかし、04大綱のレベルではこのような構想は描かれてはいても現実それは実現するには未だ十分なものではなかった。そこには右のような構想をさらに具体化するものとしての日米間の合意と、法制度の改革、そして具体的な戦略、戦術に伴う軍事機構上の諸決定がなされなければならないのである。

そのターニング・ポイントあるいは画期となるものが、翌2005年2月の日米安全保障協議会（2+2）で合意が交わされ、共同発表された6項目にわたる日米「共通の戦略目標⁽²⁰⁾」をうけて起案された同年10月の同じく2+2の合意文書「日米同盟：未来のための変革と再編」（以下「変革と再編」とする）である。節を改めてこの文書の意義及びその後の今日に至る展開について考えてみることにしたい。

第4節 日米安保「再々定義」—『日米同盟：未来のための変革と再編』が目指すものは何か

日米双方は「新たに発生している脅威が、日本及び米国を含む世界中の国々の安全に影響を及ぼし得る共通の課題として浮び上がってきた」とする「安全保障環境に関する共通の見解を再確認した」ではじまるこの文書は⁽²¹⁾、「同年2月19日の共同発表において確認

された地域及び世界における共通の戦略目標を追求するため」の緊密な協力とコミットメントのためのものであるとする。

そこでは、キー・ワードとしての「新たな脅威や多様な事態に対応するための同盟の能力の向上」の必要性とそれに向けての2000年以降の日本側の努力に対する評価が先ず強調される。それは項目としては「日本の防衛」であり、「周辺事態への対応」（地域の平和と安定）であり、「国際的な安全保障環境の改善」のための「国際平和協力活動への参加」として語られる。そして報告書が強調することは、この3つの項目に関する事項が「新たな脅威や多様な事態」にさらされようとしていることであり（第3の項目については「国際的な安全保障環境」が）、それらを抑止すると同時に事態に対しては有効かつ即応的に対応することが必要とされる。

先ず日本と地域（周辺）との関係で日本における米軍の存在は、「日本の防衛のため、及び、周辺事態を抑止し、これに対応するため、前方展開兵力」として維持されるのであり、「必要に応じて兵力」は増強されるとする。そこでの対応の場合としては「④周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合（when a situation in areas surrounding Japan threatens to develop into an armed attack against Japan）又は、⑤両者が同時に生起する場合」が考えられ、そのような場合に「適切に対応しうよう日本の防衛と周辺事態への対応に際しての日米の活動は一貫したものでなければならない（must be consistent）」とされる。ここでは以上のように日本有事の際の「共同作戦計画」と周辺事態の際の「日米相互協力計画」が、「一貫性のある」作戦（operation）計画として前もって確保されていなければならないとされているだけではない。それだけではなく日本有事自体が、米軍の展開による周辺事態によって惹起されるか、あるいはそれ（米軍の展開）に応じて同時に生起する可能性があるとしているのである。この点で、固有の日本有事の可能性は極めて予測し難い（たとえそれが特定国を単位とする伝統型のものをさしていたとしても）、とする『日本の防衛』その他の諸文書の記述と平仄が合うことになろう。

そしてこの枠組みを支えるものとして「米国の打撃力及び米国によって提供される核抑止力」が、「引き続き日本の防衛力を補完し」地域での平和と安全に寄与する」とされる。

次に「国際的な安全保障環境の改善の分別」についてであるが、そこでも右のような二国関係が「共通の戦略目標を達成するための」「同盟の重要な要素となった。」とする。

このように本文書は「同盟」を貫く、日本防衛、地域の安定、国際的な安全保障の改善という共通の戦略目標をどのようなオペレーションと配置、役割分担の下で行うかを定める基本文書としての意味をもつのである。

そのことは、このような「二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化するための不可欠な措置」として4つの主要項目が具体的に指摘されていることからみてもとることができる。それは第一に改訂ガイドラインの下で規定された2+2に代表される包括的メカニズムと日米の統合運用を可能とする調整メカニズムの実行性と機能の強化である。次にその調整メカニズムにも関連して、先にあげた共同作戦計画（bilateral defense planning）と相互協力計画（mutual cooperation planning）についての共通の基礎の確立であり、その基礎の強化は「日本の有事法制を反映するものとなる。」としている。第三に、3自衛隊の統合運用体制への移行（統合幕僚監部の創設等）に伴い、自衛隊及び米軍との間の相互運用体制への強化と司令部間の連続性の確保である。

このような軍事機構体制の確立は、もはや集団自衛権の確保と行使を前提にしない限り考えられないものと言えよう。そして、第四にこれはすでに98年に検討が開始され、03年には閣議及び安全保障会議で配備計画が決ったものではあるが、日本を拡大抑止戦略の中に拘束し、新たな脅威に対しては盾の役割（拒否的抑止）を担わず上で極めて重要な位置をしめる弾道ミサイル防衛（BMD）体制の強化である。

以上主に4項目にわたる指摘に基づき第三章で「兵力構成の再編」が語られることになる。そこではまず「指針となる考え方」においてあくまで「アジア太平洋地域における米軍のプレゼンスは、地域の平和と安全にとって不可欠であり」かつ、「日米両国にとって決定的に重要な中核的能力である。」と語られる。世界の中の日米同盟と言っても、あくまで中核的能力は米軍の存在であり、自衛隊の存在は自国の防衛の場合でさえ、自らの防衛に力が出せない場合は「米軍によって提供される諸能力に対して追加的で補完的な（additional and complementary）な能力の提供」をするに留るのである。

ただし、特にグローバルな課題に対処しようとする場合、米軍はすでにイラク、アフガンにみられるように抑止が効かない相手とみるや先制攻撃を含む武力による政権の転覆を実行しているのであり、とりわけそのような関係が、中東に比べれば破綻国家が少ないとはいえずアジア・太平洋地域における「新たな脅威と多様な事態」に対して行われれば、それが周辺事態へと発展した場合には、自衛隊（SDF）も武力行使と一体となった行動が求められるのであり、「追加的で補完的」という表現は、武力の行使から隔絶した地位を意味するものでは全くない。

そして「再編に関する勧告」が9点にわたって具体的に提示され、しかもそれらは翌2006年3月までに「統一的なパッケージ」として示され「パッケージ全体について合意され次第、実施が開始されるもの」として示される必要があり、同年5月2+2で米軍再編に関するロードマップとして合意されるのである⁽²²⁾。

これにあわせて統合幕僚監部の設置による自衛隊の統合運用体制の確立、キャンプ座間にある在日米陸軍司令部への米陸軍第一軍団司令部の移転、同じく座間への陸自中央即応集団指令部の移設、空自航空総隊司令部の横田基地所在の第5空軍司令部との併設、同じく横田基地には統合運用体制をとる自衛隊との共同統合運用調整所が設置されることになる等、日米各々の軍事組織とオペレーションシステムの統合化と、これにあわせた日米間の相互運用体制の確保を目的とする統合調整が進むことになる⁽²³⁾。

同じことは第7艦隊空母艦載機の滑走路移設事業終了後における岩国への移駐、海上自衛隊航空機の岩国から厚木への移駐等と米軍機の練度と即応性の維持が計られるのである。

そしてこれらを受けて2007年米軍再編促進特別措置法が制定され、従来の周辺整備法等とは異なり、基地の受け入れ及び基地の改修等への協力度合を基準として再編交付金が国により自治体を実施する公的事業に対する9割補助あるいは10割補助という具合にいわば再編構想への自治体の協力の呼び水として交付されるようになるのである⁽²⁴⁾。

そしてこの中では「普天間→キャンプ・シュワブ（名護市）海域」への基地の移設についての96年のSACO合意の実施が、沖縄駐留海兵隊司令部とその要員約8000名のグアム移駐とあわせてその多くが3兆円にもものぼるとされる日本側の負担の下、特別協定の締結も含みながら予定されるのである（沖縄に関する記述はこの勧告部分の全体の約半分を占

めている)。ちなみに先の2+2のロードマップでは沖縄におけるロードマップの実施完了は2014年とされる⁽²⁵⁾。

このようにみえてくると、現在のSDF (Self-Defence Forces) としての建前をもった日本の軍事組織のあり方は、アメリカの拡大抑止戦略の下でアジア太平洋地域で主として伝統的脅威に対する場合には、拒否的抑止を担い、そこでの事態が周辺事態と大幅に重なる武力攻撃予測事態 (→武力攻撃事態) にあたる場合には、後方支援と武力の行使を行い、抑止が破れた (あるいは効かない) グローバルな事態に対しては自衛権によっては全く説明のできない武力の行使と後方支援、それに戦闘後の占領統治の一担を担う存在へと大きく変化してきていると言える。正に日米双方にとり、日本の軍事組織とそれを支える国家体制を米軍の存在とともに「世界の中の日米同盟」の中の主要な構成要素として稼働させようとするところにこの文書で示された構図の最大の特徴が示されていると言える。従ってそれは、78年の旧ガイドライン体制からみると、97年の改訂をはさんで日米安保の (ラディカルな) 再々定義といえるものなのである。

ということは、しかしこのシステムが一担稼働して軍事行動による具体的な加害、被害の関係にふみ込んだとき、それは憲法は言うまでもなく、既存の国際法のコンセプトと解釈原理との関係でその正統性が大きく問われることになるのである。

それを占うかのように、「変革と再編」には右の内容と重複しながらもそれとは区別された15項目からなる双方の合意事項が表としてリスト化されているのである。そこでは合意15項目の内容が (殆どがその内容からみて日本にとっての義務事項であるが)、national、regional、global とに分けられ、その中「テロ対策」や「掃海、海上阻止活動」「監視、偵察 (ISR)」「後方支援」等5項目は、national、regional、global のすべての場合に行うこととなっているのである⁽²⁶⁾。

このような意味からも97年の改訂ガイドラインが、この「指針及びその下で行われる取組は、いずれの政府にも立法上、予算上又は行政上の措置を義務づけるものではない」が、そのような努力の結果が「各々の具体的な政策や措置に…反映することが期待される (be expected)。」としていたことの意味が、わが国の戦後史と憲法のあり方に対して重大な意味をもっていたことが明になるのである。しかし事態はここに留ってはいないのである。

それは、2006年以降、現在に至るまでにさらなる展開をみせるのである。その一端を次章で示すことで、以上の過程を法律学 (特に憲法学と国際学) からみた場合の理論的総括へとつなげることにはしたい。

第6章 「戦後」安全保障・防衛政策の転換から新たな安全保障原理の確立へ

— 「平和国家」「平和協力国家」から「積極的平和国家」へ

第1節 「戦後」安全保障原理からの脱却へ

右にみてきたように、わが国の安全保障・防衛政策の展開は、2005年の日米安保「再々定義」を内容とする日米合意、それをうけた翌06年の米軍と自衛隊の再編についてのロードマップの作成と2010年代前半を目指してのその実施に向け大きな歩みが続けることになった。

その歩みは、それが実働化した場合、あとで詳しくみるように憲法、国際法の視点と戦間期から続く90有余年にわたる国際的な平和主義思想の流れからみたとき大きな問題をはらむものであった。

ここでは、それを受けてのさらなる国家機構の改編と軍事機構の構成原理の変容についてみることにしたい。

先ず2005年、自衛隊法改正によりそれまでの統合幕僚会議が統合幕僚監部へと改編され、各幕僚長と各幕僚監部が防衛庁長官を個別に補佐、同じく長官の命令を個別に執行していた体制を改め統合幕僚監部の長たる統合幕僚長が「自衛隊のすべての部隊の行動に対して長官命令の執行責任を」負う体制となった（改正法9条の2）。また2007年には陸上自衛隊に中央即応集団が設置され、方面隊と同位の位置づけで「統合幕僚長→即応集団司令官の下で一元的に指揮され」正に新たな脅威に対して実践的、即応的に対応する部隊編成がとられることになった（改正法12条の3）。さらに各方面隊や自衛艦隊等の既存の部隊編成に属さない各自衛隊の防衛大臣直轄部隊は、「統合運用による円滑な任務遂行上一体的運営を図る必要がある場合には」共同部隊として設置され、それに対する防衛大臣の指揮及び命令の執行は統合幕僚長が行うとする体制も確立した（改正法21条の2）。

ちなみに統合幕僚長は、防衛計画の大綱等の検証と策定等に資することを目的に原則として5年毎に統合長期防衛戦略、統合中期防衛構想を作成し防衛大臣に報告する権限を与えられている。

このように自衛隊の統合運用と機動性と即応性をもった部隊編成と運用は急速に高められ、右の中央即応集団司令部の座間移転に象徴されるように米軍との司令部の併設も、いくつかわれ日米共同調整所の設置とあわせて日米間の相互運用も大きく現実化の方向に進んでいる⁽¹⁾。

そして機構改革の一つの到達点として、2006年12月防衛庁設置法案一部改正法の制定により、防衛庁はそれまでの「自衛隊の管理を行う」内閣府の外局から、閣議請議権や予算要求権をもつ政策立案官庁としての防衛省への「昇格」が実施されている。これは周知のように当初の発端は防衛施設庁をめぐる発注の不祥事に伴う同庁の廃止・統合問題にあったが、近年ではすでに01年に議員立法として「防衛省設置法案」が提出されていたことを考えると、防衛庁の組織改編と任務の拡大が、叙上の自衛隊組織の統合化、機能化にあわせて喫緊の課題であったことは論ずるまでもない⁽²⁾。

また、これとあわせて自衛隊法が改正され、自衛隊の任務について定める3条の②項として、その第1号に周辺事態において対処する活動が、第2号に「国連を中心とした国際平和のための取組への寄与」とあわせて「その他国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の維持に資する活動」が加えられ、それによって自衛隊の多くの任務の本来任務への組み替えが行われている。それに伴い自衛隊の行動に関する第6章が22ヶ条へと大幅に拡大されている。そしてそれらは現実には相互に関連しながらも、第1項（日本に対する「直接侵略及び間接侵略」）事態への対処活動、第2項1号事態への対処活動、同第2号事態への対処活動へと項別されることにより正に叙上の安保再再定義のための日米合意「変革と再編」にある15項目の活動内容の腑分けである national、regional、global の課題に対して「多目的性」と「持続性」をもって対応できる体制となっているのである。

ではこのように改編・拡充された軍事機構を支える安全保障政策のコンセプトはどのように精査されていくのであろうか。次にこの点を首相宛に答申された重要な3つの報告書の検討を通して明にしていきたい。

第2節 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書の問題点を中心にして

すでに紹介した04年の大綱は翌年日米合意「変革と再編」を受けて早晚改正が俎上に登ることになっていた。

それは04大綱が、基盤的防衛力構想をバージョンアップしながらも継承するとするなどその中間的性格を払拭しきっていないものであることから予想されるところであった。

そしてその予兆は安倍政権下で設置された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が08年6月に提出した報告書に十分現われていた。即ち当時の安倍首相が掲げた「戦後レジームからの脱却」の主要な柱は、国内体制としての日本国憲法の規定をうけた自由主義的民主主義的諸制度を新保守主義的イデオロギーを駆使しながら、権威主義的方向に改編することと並んで（この意味で安倍の構想からは構造改革はイデオロギーとしても、実際の政策課題としても後景に退いている）、日米同盟を安保条約の運用を通じて「対等」なものしていこうとするものでもあった。この対等論はそれ自体としての彼の強いナショナリズムを一つの前提とするものであったが、第2章でも述べたように安保体制という日米双方がそれぞれ本音と建前上その制度にかける目的を異にしているにも拘わらず、負担のみをさらにシェアすることで制度上の対等を実現しようとするもので、それは国民との関係では一つの詐術に近い議論の立て方なのであるが、その場合のいわば切り札が日本によるアメリカに対する集団的自衛権の行使とPKOを含む国際平和協力活動の際の武器使用の緩和（武力の行使との一体化論の修正）であった⁽³⁾。ちなみに懇談会にこの問題を諮問するにあたって安倍が想定した4つの事例とは、①共同訓練などで公海上において自衛隊の艦船と共に行動している米軍の艦船が攻撃された場合、自衛隊の艦船は何もしないでいてよいか、②米国へ向う弾道ミサイルを我が国が攻撃されていないからとして迎撃できないでいてよいか、③PKO等国際的平和活動においてそれに従事している他国の部隊又は隊員を「その場所まで駆け付けて」いき武器を使用して救助することができない状況を許してよいか、④同じくPKO活動等に参加している他国の活動に対する後方支援はいかなる場合に「他国の武力行使と一体化」化するのか。またその際「戦闘地域」と「非戦闘地域」との区別は可能か、というものであり、①と②は所謂集団的自衛権の行使に、③と④は他国及び自国の部隊による武器の使用あるいは他国の武力行使と一体化するような自衛隊による武器の使用は公共的な行為と言えるかという論点に関わるものである（いずれもこれらはすでに国会でも安倍によって何度かとり上げられていものであったが）。

以上に対して、特に、前二者に関しては従来の自衛権行使についての政府の統一見解である3要件を示した上で、とりわけ第3の要件としての必要最小限度の意味について1981年5月の政府答弁書にある「我が国が、国際法上……集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するために必要最小限度の範囲にとどまるべき」であって「集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えてい

る」をふまえ、では憲法が許容するはずの「必要最小限度に留まる（その範囲内の）」集団的自衛権とは何か。換言すれば明文改定をしなくてもすむ量的範囲において認められる集団的自衛権とはどのようなものなのかを明確にすべきである、とするものであった。ここでは政府答弁書及びその後の内閣法制局長官の答弁自体を捉え、そもそも集団的自衛権の行使自体が必要最小限度という自衛権の行使が認められる質的基準自体を超えるものである、という議論を意図的に量の問題へと転換させるというまたもやトリッキーな立論のされ方がなされている。

しかし懇談会は、このような趣旨を受けた4つの設定された事例をわが国がとるべき安全保障政策のあり方にまでふみ込みいずれの場合についても肯定的な結論と提言をするのである⁽⁴⁾。即ち例えば、第3と第4のケースについては、国連等による集団安全保障やPKOは、「[国際紛争を解決する手段としての]武力の行使」とは「次元の違うもので」あり、「国際社会による共同の平和活動であるから」そこでの武器の使用は他国による武力行使と一体となるものではない。即ち、そこには協力の相手方とされる他国の行為自体が一国的なものではなく公共的な意味をもつからだとする含意があるのである。同じく第1と第2のケースにおける集団的自衛権の行使も同じ性格をもつもの（国際紛争を解決するための武力の行使ではない）であり、従ってこのような場合においてわが国が「集団的自衛権に基づいて同盟国たる米国に協力する場合は、日米同盟の信頼性を維持・増進する上で必要不可欠であり、我が国の安全確保に資するものに限る等の基本方針を閣議決定の手法を経て確定し、これを国民の前に明らかにす」べきであるとされる。

報告書はこうして、「我が国による集団的自衛権の行使及び国連の集団安全保障への参加を決めることについては、憲法9条の下で認められるのは個別的自衛権の行使のみであって、それを超える武力の行使は憲法に違反するというこれまでの政府解釈を変更する」ことを提言するのである。

問題は、このようにして量的意味での必要性の範囲内（その中心は日米同盟の信頼性の維持・増進という国家の実存的な国益の確保）において集団的自衛権の行使を認め、集団安全保障の強制措置をも含む国際平和協力活動における武器の使用についても他国の武力行使との一体化論を修正・緩和すること（報告書はこれを武器の使用の第3の類型などと記載する）を目指しているが、その効果は報告書が想定した4種類のレベルに留らないということである。

そしてその量的意味における集団的自衛権行使の根拠が、日米同盟の信頼性の確保などに置かれている以上、「急迫不正の侵害」の発生をはじめとする従来の自衛権発動→武力の行使に関する3要件がもつ *jus ad bellum*（「戦争または武力行使の原因・目的に対する規制と評価に関わるもの」）による *jus in bello*（*sein* として現実に発生している交戦状態に対して規制するもの）に対する統制としての規範的意味が著しく相対化されることになる。

それは、4つの事例ともおよそ *jus ad bellum* の問題を一切問うことなく提示され、*jus in bello* のレベルにおける必要性からのみ議論が立てられているからである⁽⁴⁾。自衛権の問題とは、単にその態様の問題だけではなく、本来それを行使する対象に対する法的認識と、行使によって正当化される法益に対する法的認識を必要とする議論であることが忘れられてはならないのである⁽⁵⁾。

いずれにしてもこのように安倍の議論の立て方とそれを受けた懇談会の議論には意識的な論理のすりかえ、飛躍と課題に対してイレヴェントな論理展開が含まれているのである。

では、そうまでして「対等性」の名の下に守りたい「日米同盟の信頼性の維持・増進」とは一体何か。またその課題に応えるためには、右のような憲法解釈の変更に基づく（またはそれに対応した）どのような安全保障→防衛力構想が示される必要があるのか。

それに応えようとしたのが09年、10年と立て続けに提出された2つの「安全保障と防衛力に関する懇談会」の報告書である。以下節をかえてそれらについて検討することにしよう。

第3節 2つの「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書をめぐって—新たな安全保障・国家像の彫琢へ

この報告はいずれも本来自民党政権の継続の下、2009年の年末までに改訂が予定されていた新防衛計画の大綱の指導理念とコンセプトを明にするためのものであった。従って分量も05年の日米合意文書を受け、組織としての自衛隊の改編、及びその管理組織であった防衛庁の防衛省への移行に伴う組織の大幅な改編を前提にするものだけにかかなりの分量に及ぶものになっている。

(1) 先ず09年8月の報告書は、さらに「日米同盟を深化させ……日本自身の役割を明確にすることが課題であり、そのためには「消極的に行動しては」ならないとする⁽⁶⁾。

（「消極的行動していても日本の安全が保障されるという時代は終」ったとする認識）。そのような「現在の安全保障環境の特徴は、平時と有事の白黒がつきにくく、脅威の存在も特定しにくいことであり、「大規模戦争の蓋然性の低下」と「グローバル化の進展による、脅威の拡散」、本報告ではそれに対処するために04大綱が提起した多機能的弾力的防衛力構想の実効性を上げるための提言を行うとする。

そこでは、冷戦終後の一時の「単極の時代」ともいわれた米国一極集中のパワーバランスのあり方には明に変化がみられ、それは新たな脅威の拡散に対して抑止が有効に効かない場合があることに窺えるとする。こうしてグローバル・コモンズといわれる国際公共財の提供が米国のみでは不十分となるに及んで、「EC 諸国や日本などの主要国が共同して…問題の解決にあたり」、「米国を補完して」いく必要がある、とする（「国際公共財の不足は」端的に「破綻国家や破壊志向的な国家やグループをばびこらせ」脅威の拡散と増大につながるとの認識）。

そしてここに同盟関係の強化が位置づけられることは明白で、図表で示される3つの目的「日本の安全」「脅威の発現の防止」「国際システムの維持、構築」もそのアプローチの方法として多機能弾力的防衛力の構築を中心に同盟国との協力を中心に描かれることになる。留意すべきは「日本の安全」の項目におかれるこの多機能弾力的防衛力自体が、アメリカによる拡大抑止と米軍と自衛隊とによる通常戦力による抑止力との「重層的な抑止戦略の構築」から成り立っていることである（「多層協力的安全保障戦略」へ）。そしてその中でわが国は、BMD等による拒否的抑止を積極的に担い、通常戦力による稼働力としての協力体制を構築することが謳われている（そうすることが「政治的・経済的な利益のみならず、文化、倫理観など、さまざまな価値観を共有する」日米の協力によって「世界全

体の安全を確保するための行動」へつながるとする)。その中で、「冷戦後に登場した新しい脅威に対応するもの」としての米軍の「トランスフォーメーションと世界的な配置の見直し（GPR）への協力の必要性が、05年の「変革と再編」及び06年のロードマップの意義をふまえて強調される。

そして第2章「日本の防衛力のあり方」では、先に提示された安全保障に関わる3つの目標と4つのアプローチについて、そのために防衛力が用いられる地理的空間という視点から「日本及びその周辺」「地域」「グローバル」という3つの空間設定の下に課題が検討される。

その中で日本の防衛力が担う役割として第1章で提起された多層協力的安全保障戦力の下、防衛力は「存在による抑止」（静態的抑止）に加えて、平素からの活動を通じた「運用による抑止」（動的抑止）を重視していかなければならないとする。それは伝統型の脅威にかえて新たな脅威の拡散による「平時と有事の間のグレーな状況」の拡大という傾向によりよく対応するためだからである。そこで目指される防衛力は、「多種多様な任務に従事可能な「多機能」性を持ち、突発的な危機にも迅速・的確に対処し得る「柔軟な」運用が可能なもの」とされるのである。

また、そこでは先にもふれた公海自由や自由貿易市場といった伝統的なグローバル・コモンズにプラスして破綻国家の再建や災害救助、経済援助、貧困の改善、教育支援といった新たなグローバル・コモンズ形成への関わりも強調されるが、何故かその活動主体は自衛隊に限定して書かれている。またその関わり意義もそれらが新たな脅威が台頭する要因となることの防止に置かれ、国家中心の安全保障観の転換は全くみられないことは、この間の諸文書と同じである。このような国家を報告では2008年1月の当時の福田首相の発言を引いて「平和協力国家」と表現するのである。

そして第3章「安全保障に関する基本方針の見直し」では、本稿でもすでにとり上げた1987年の閣議決定「今後の防衛力整備について」で示された4つの基本方針「(ア)専守防衛、(イ)他国に脅威を与える軍事大国にならない(ウ)文民統制の確保、(エ)非核三原則」について「国防の基本方針」とともに根本的な再検討を提案し、日本は「国際システムの受益者から、これを担っていく関与者へと変わってきた」現状にふさわしいものにすべきだとして、04大綱（そこでは右の2つの文書の踏襲が明言されていた）からの離脱を暗に示すのである。

具体的には、右の(ア)に関しては明言はしないものの専守防衛概念を強く批判することでその背後にある基盤的防衛力構想を修正し、PKO 5原則の3原則化、国際協力派遣恒久法の制定、第2節でとりあげた安保法制懇談会の提言をほぼ一括して肯定、米艦船の防護の本来任務化、武器輸出三原則の修正等が「平和協力国家」の課題として語られるのである。

ここで重要なことは狭義の防衛力政策に関して、04大綱の多機能弾力的防衛力構想をより有効ならしめるものと位置づけられた多層協力的安全保障戦略の下で、一方で米戦略核による拡大抑止と米軍と自衛隊の協力による通常戦力による抑止即ち重層的な抑止戦略が示されたことと並んで、それらが静的抑止、動的抑止といった概念によってさらにパラフレズされている点である。それが意味することは、日本における米軍は、脅威の対象とその性格により両者の機能を常に担うのであり、とりわけ後者（動的抑止）の対象は、「合

理的判断能力のない」存在とされていることから、常にそれが拒否的抑止の場合でさえ抑止の破綻の可能性を前提に実践展開するということである。

そのような活動への協力が、それが日本にとり national な場合であれ、regional な場合であれ、global な場合であれ、国際公共活動への協力だと言えるか否か、その問題点を正に「国民の前に明にし」て、憲法と国際法原理に基づいて判断する時期に来ていると言えよう。

(2)以上に対し、2010年8月の報告「新たな時代における日本の安全保障と防衛力の将来構想—「平和創造国家」を目指して—」は、その副題にもあるようにそこで目指されるべき国家像は「平和協力国家」ではなく「平和創造国家」であるということからもわかるように、わが国は単に抑止戦略に関与するだけではなく積極的なりわけ動的抑止の担い手となり、同時に脅威の台頭を事前に防ぐべくグローバル・コモンズの形成の能動的主体となることが求められるのである⁽⁷⁾。ここに「改革と再編」の内容を支える国家像と防衛力構想がほぼ明になったと言えよう。

先ず報告書は「日本の安全保障政策と防衛政策は」、体制整備としては十分であるとは言えず、「なお受動的で事態対応型の体質を残している」と規定するところからはじめ、本報告は「日本が受動的な平和国家から能動的な「平和国家」へと成長することを提唱する。」とする。そこでは「冷戦終了後も継承されてきた「基盤的防衛力整備」の考え方を見直し、多様な事態が複合的に生起する「複合事態」への対応を念頭に置きたいとする。

そこでもまた先ず特異な国益優先的な人間の安全保障観が語られる。即ち「日本の享受してきた安全と繁栄は、自由で拓かれた国際システムに依拠してきた。」このシステムを維持するためには、個人の自由と尊厳といった普遍的、基本的価値が守られなければならない。その意味で、統治能力の欠如した破綻、脆弱国家は」この「システムそのものに対する脅威となりうる。こうした国家においては生命・財産の保障といった基本的で普遍的な価値が守られていない。」だからこそこれらの国家が上記システムに対する脅威とならないためにも人間の安全保障が必要であるとするのである（この点についての理論的追求は章を改めて行う）。

そして今日の紛争は、そのような状況を背景に「明な戦争ではなく、主権、領土、資源、エネルギー等について「平時と有事の中間領域」に」においてむしろ増大する傾向にあるとする。冷戦直後とは異なりとりわけ2000年代に入ってから米国の圧倒的優越性の低下、パワーバランスの変化は、国際公共財を提供するシステムの劣化をもたらしそのような傾向を助長している（報告書は、このようなものを非伝統的安全保障上の課題と位置づける）。

またここでは右のような新たな脅威が発生する背景とは別に、新興国の台頭に言及するに際して「しかし、これらの国々の中には、先進資本主義国と違う利益、違う価値観をもった国」「経済成長、域内大国の動向、近隣諸国間の信頼の不足」を「背景として軍事力の増強を試みている国もある」として中国を名指しはしないが脅威として明示的に指摘するに至っている。

そして暗に中国、北朝鮮等の軍事力は米国 QDR（4年ごとの防衛力見直し計画）の表現を用いて地域に「アクセス拒否環境」をもたらす恐れがあるものとして表現する。

このようななか、第二次世界大戦の経験から、専守防衛政策を旨とし、日米安保体制の

下、「主として自衛隊が対外的な拒否的抑止力……を担い、懲罰的な抑止力については基本的に米軍に依存」し、「集団的自衛権は行使できないもの」とする抑制的防衛政策は、「日本自身の選択によって変えることができる。」とする（ここには、拒否的抑止の性格づけについて問題があるがいまは問わない）。

では目指すべき積極的平和国家の防衛力のあり方とは何か。報告書は以上のような情勢認識をふまえて次のように言う。即ち、「このようなことから、高い運用能力を兼ね備えた、いわば「動的抑止力」がより重要になってきたのであり、静的抑止力の考え方はもはや十分とは言えない。また、従来…「大綱」に書かれていた「別表」は、防衛装備の取量に偏った表記となっており、いったんそれが決まると、その数字が…硬直性をもってしまいかねない。」従って「動的抑止力を重視する視点から、その存在も含めて再検討されるべきである。つまり、基盤的防衛力構想は、日本の防衛という役割に限ってみても、すでに過去のものになっているのである。」04大綱は「『基盤的防衛力構想』の有効な部分は継承」するとしているが、「今日では」そのような「概念を継承しないことを明確にし、それに付随する受動的な発想や慣行から脱却して、踏み込んだ防衛体制の改編を実現することが必要な段階に来ている。」

そしてこのような防衛力が「多機能的・弾力的・実効性」をもって対応すべき事態として報告書が重視するのが「複数の脅威が同時に押し寄せてくる」ために生じる「複合事態」である。その複合する要素には色々あるが、なかでもやはり「周辺事態が発生し米軍への後方地域支援をしているさなかに日本への武力攻撃事態に発展する事態」であり、それに対しては「弾道ミサイル・巡航ミサイル攻撃や離島地域を巻き込んだ戦闘に対処しなければならなくなる」とする。この辺りの認識は米軍の周辺有事→日本有事及びその一体化を前提とするオペレーション・システムの構築の必要性という論理とほぼ完全に一致している。

このようにこれからの平和創造国家としての日本が積極的に担うべき動的抑止がいかに実践的展開を伴うものであるかということを報告書は語るもがなに示しているのである。

その上でこのような国内外の総合的な協力体制の基盤整備として第一に上げられるものが、国内体制として「オール・ジャパン体制の構築」である。それは国・自治体・NGOや経済界を含めた民間セクター担当の強力な協力体制の構築であり、「特に、自衛隊と地方自治体の協力体制をしっかりと構築することが、オール・ジャパンで国民の安全・安心を守る」要であるとする。

そして今後は、本報告のような防衛政策の立案作業につきアドホックな有識者懇談会方式ではなくアメリカの国家安全保障戦略のような総合戦略プランの立案を行えるような（そして立案後の進行管理経営も行いうる）常設機関を設置する必要を提起している。

その他の提言は、前年の報告内容と同じか、さらにそれを有効なものとするべく深化させたものとなっている（PKO参加5原則や武器輸出3原則の緩和、日米の共同運用体制の強化等）。

このように本報告書は、76大綱以来34年に亘って引きつがれてきた防衛力構想の基本である基盤的防衛力構想とそれに伴う諸制度・諸慣行をほぼ完全に払拭することを要求し、集団的自衛権の行使をも含む動的抑止体制の一方の中核を自衛隊に担わせ、それを支える国家体制のあり方を積極的平和国家として示すものとなっている。重要なことはそれは、

単なるビジョンではなく、97年の再改訂ガイドライン以降つみ上げられてきた国家的実践のトレースであり、到達点を表示するものだけということである。

ただこのような時点において、国民は対アフガン、対イラク戦争協力といういわば継続しているとはいえ政府転覆に関わる主要な戦闘行動の終了後の限定的な協力活動の場合を除けば、この機構と機能が実際に発動する経験を未だもっていないというだけである。しかし、すでに戦争協力拒否の言論による市民のささやかな訴えが刑事犯罪に問われることはあちこちで生起していることであり、このようにして彫琢された機構のメカニズムはいつでも国民の前にその全容を現すことができる段階にあるということだけは確認しておく必要がある。

第5章注

(1) 日本文は、外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/cnd_usa_06/ju_doumei.html

英文は http://www.mofa.go.jp/region/n-america/us/summit_0606.html

(2) 『世界週報』1995年4月4日号66頁以下。

(3) 安全保障説の転換とその要因については、山形英郎「人間の安全保障と国家の安全保障」(前掲、法律時報『安保改定50年』所収)、同「国際法への挑戦：「人間の安全保障」」(前掲『人間の安全保障：世界危機への挑戦』所収)、国際人権保障と国家主権、国際法における合意原則との関わりでは、建石真古子「国際人権保障と主権国家」(『公法研究』64号、2002年)、寺谷広司『国際人権の逸脱不可能性—緊急事態が明にする法・国家・個人』(有斐閣、2003年)、メアリ・カルデア「反核運動—権力・政治・市民」(坂本義和編『核と人間1. 核と対決する20世紀』(岩波書店、1999年)等参照。いずれにしてもこれらの議論をふまえての理論的総括は最終章で行う予定である。ただ、人間の安全保障論は、パルメ委員会提唱の共通の安全保障とは異なり、保障する責任論と並んで先進国が、破綻国家やその原因となる様々な脅威を除去して安定的な国際環境の中で自国の利益を計るという国益主義的な側面がかなり強いことは留意されよう。

人間の安全保障を最も強く主張しているのは日本とカナダであるが、この中、日本は日米安保体制—抑止に基づく攻守同盟体制との齟齬については殆ど、自覚的ではないし、カナダは、最終的には武力を行使しての「人道的介入」を肯定する等自由と人権に基づく普遍的意味での平和の確立という点では多くの問題がはらまれている。

(4) <http://blog.goo.ne.jp/junskyle/2d2b/42187ad5ecbe7b9fb2f3ccf3e01>

(5) 沖縄と日米間における普天間問題の意味については、多くの論評と研究があるが、好固のものとして宮本憲一、川瀬光義編『沖縄論—平和・環境・自治島へ—』(岩波書店、2010年)をあげておく。その中とりわけ佐藤学、川瀬光義論文、その他に半田滋『ドキュメント防衛融解—指針なき日本の安全保障』(旬報社、2010年)『世界』2010年2月号「特集 普天間移設問題の真実」等。

(6) <http://www.hyogo-kokyoso.com/infobox/messages/155.shtml>

前掲、法律時報『憲法と有事法制』471頁以下。

- (7) これらの問題点については、第4章注(1)参照。
- (8) この点については、最上敏樹『人道的介入』(岩波新書、2001年)特に第3章、第4章、同『いま平和とは』(岩波新書、2006年)第5話、岩田昌征『ユーゴスラヴィア多民族戦争の情報像—学者の冒険』(御茶の水書房、1999年)、梅本浩志『ユーゴ動乱1999年—バルカンの地鳴り』(評論社、1999年)、千田善『ユーゴ紛争はなぜ長期化したか—悲劇を大きくさせた欧米諸国の責任』(勁草書房、1999年)、ただし1991年—1995年段階のボスニア・ヘルツェゴビナをめぐるセルビア共和国(新連邦)とクロアチア、モンテネグロ、ボスニアの主としてイスラム教徒をめぐる紛争の実態は1996年放映のイギリスBBC「ユーゴスラヴィア崩壊」①～⑥が国連保護軍、NATO 関与のあり方も含め詳細に伝えている。
- (9) この点については、森肇志の一連の業績を参照のこと。同「集団的自衛権の誕生—秩序と無秩序との間に」(『国際法外交雑誌談』102巻1号)、同「戦闘期における「自衛権」概念の一断面—不戦条約締結過程における在外自国民保護の位置づけを素材として」(『社会科学研究』53巻4号、2002年)、同「Caroline 号事件における「自衛権」の機能」(『社会科学研究』50巻6号、1999年)、同、前掲「国際法における集団的自衛権の位置」等。しかしそこの集団的自衛権の固有性の主張には留保が必要である。
- 主権国家による非国家的戦闘集団に対する「実質的関与」の基準は勿論1986年のニカラグア事件における国際司法裁判所の判決の中で語られたものである。
- (10) これらの草案の内容と特徴については、法律時報増刊『憲法改正問題』(2005年)の諸論考及び資料に詳しい。『続・憲法改正問題』(2006年)も参照、さらに『ジュリスト』特集「憲法9条を考える」(1260号、2004年)参照。
- (11) 安倍政権の性格については渡辺治『安倍政権論—新自由主義から新保守主義へ』(旬報社、2007年)参照。
- (12) この点については、『判例時報』2056号(2009年)74頁以下、川口創、大塚英志『「自衛隊のイラク派兵差止訴訟」判決文を読む』(角川書店、2009年)、奥平康弘「“違憲”判決の意義—名古屋高裁の「自衛隊イラク派兵差止請求訴訟事件」判決について」(上)(下)(『世界』2008年7月号、同8月号)、小林武「自衛隊イラク派遺名古屋高裁判決の意義」(『法律時報』80巻8号、2008年)、同「イラク派兵違憲名古屋高裁判決の今日的意義」(日本科学者会議『憲法と現実政治』本の泉社、2010年)148頁以下等参照。
- (13) 「われわれ自身の選択する核兵器をも当然に含む手段と場所で、電撃的攻撃を自由に加える」だけの軍事的優位とオプションの保持を内容とするこの戦略が原則採用されるのは1953年1月に成立するアイゼンハワー共和党政権の下であるから、この時期その政策の限界は指摘されるようになってはいるが、この戦略の下、少なくとも日本からは米地上軍の撤退は引き続き行われているのでこのよう表現することは認められよう。
- (14) 以上の経過については例えば1981年版『防衛白書』等参照。また、渡辺、前掲『日本国憲法改正史論』第5章第3節以下、参照。さらに、末川博、家永三郎監修『日米安保条約体制史』第2巻、第3巻(三省堂、1970年)各「第2編資料」参照。

- (15) 上記の他、大嶽秀夫『日本の防衛と国内政治』（三一書房、1983年）参照。
- (16) 前掲『日米関係資料集』1270頁以下。
- (17) http://www.asagumo-news.com/data/anpo_boueikon/boueikon_top.html
- (18) カール・シュミット（新田邦夫訳）『大地のノモス』（上）（下）（福村出版、1976年）とりわけ第3節、第4節、及びC. Schmitt, Die Wendung zum diskriminierenden Kriegsbegriff. 1938. 参照。この現代の正戦論の展開による戦争における目的—手段関係の相対化と抹殺、殲滅戦への転化、そして国際秩序の Feind : Freund 関係への差別化という視点への言及は、多くの政治思想研究者によってなされているところであるが、法律家のものでして柳原正治「いわゆる「無差別戦争観」と戦争の違法化—カール・シュミットの学説を手がかりとして」（『世界法年法』20号、2000年）をあげておく。
- (19) 第5章注(3)参照、緒方貞子、アマルティア・センを共同議長とするわが国主導の人間の安全保障委員会報告書は、『安全保障の今日的課題』（朝日新聞社、2003年）がある。
- (20) 『防衛白書』、『防衛ハンドブック』各2005年版。
- (21) 『防衛白書』、『防衛ハンドブック』各2006年版。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/henkaku_saihen.html
重要な文書なので訳は一部変更した。
- (22) http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g-aso/ubl_06/2plus2_kh.html
『白書』『ハンドブック』共に2007年版。
- (23) これらの過程については、前田哲男『自衛隊—変容のゆくえ』（岩波新書、2007年）、半田滋、前掲『ドキュメント防衛融解』、その他屋良朝博『砂上の同盟—米軍再編が明かすウソ』（沖縄タイムス社、2009年）、久江雅彦『米軍再編—日米「秘密交渉」で何があったか』（講談社現代新書、2005年）、前田哲男『「従属」から「自立」へ—日米安保を支える』（高文研、2009年）、孫崎享『日米同盟の正体—迷走する安全保障』（講談社現代新書、2009年）江畑謙介『新版—米軍再編』（ビジネス社、2006年）、さらに米軍サイドからのものとして、ケント・E・カルダー『米軍再編の政治学—駐留米軍再編の政治学』（日本経済新聞社、2008年）等参照。そして最新の好個なものとして「世界」編集部編『日米安保 Q&A「普天間問題」を考えるために』（岩波ブックレット、2010年）がある。
- (24) 米軍再編特別措置法の問題点については、前掲、川瀬光義「基地維持財政政策の変貌と帰結」等参照。そして2005年合意文書「変革と展望」で沖縄名護とあわせて米軍再編にとり最も重要な基幹的基地機能を担うものとして指摘された岩国のその後の「住民投票→市長選→SACO 交付金対象事業からの転換を理由とする米軍再編促進特別措置法による交付金支給指定の除外→市長辞任→再度の市長選による国・山口県一体となつての基地再編促進政策による地方自治の分断」からなる政治過程の憲法原理からみた重大な意義については、『週刊金曜日』編『岩国は負けない—米軍再編と地方自治』（週刊金曜日、2008年）、同編『基地を持つ自治体の問い—それでも岩国は負けない』（同、2008年）、井原勝介『岩国に吹いた風—米軍再編—市民と共にたたかう』（高文研、2009年）等参照。その他（これらについては最終章で

も再度とり上げるが) 梅林宏道『米軍再編—その狙いとは』(岩波ブックレット、2006年) 等も参照。そこではこのような意味をもつ米軍再編が、地域を問わない軍の展開を可能にする「地球軍」としての米軍としての規定を受け、それを支える西ヨーロッパ及び東北アジアの基地体制には、各々の国の国家構造をも巻き込んで米軍のグローバル展開に応じたものとしての即応性がインター・リージョナルに求められるよう連動して再編される、とする。それは米軍が求める範囲内での各国軍事機構の自主的改編を伴うものであり、自衛隊の改編も当然この動きに呼応するものである。著者によれば、いずれにしてもこのような米軍再編の基本構想は、本来、ナショナルであり、リージョナルな「権益」を確保することを立法目的とした日米安保体制とは本質的に撞着した関係になることになる。この点において、新たな国際協定をはじめとする柔軟な「法制度」「法体系」の整備・確立が急務だとされる。いずれも筆者の見解とほぼ同旨のものと言えよう。さらに前掲『日米安保 Q & A—「普天間問題」を考えるために』参照。

(25) 以上の点については、前掲、佐藤学「米軍再編と沖縄」等参照。この普天間返還—第三海兵隊遠征軍指令部隊グアム移転を中心とするロードマップは2011年6月末の「2+2」協議でその先送りが決定されている。

(26) この文書の本質に迫るものとして前掲、松尾高志「世界の中の日米同盟はいま」参照。

下に、そこで合意された日米の協力項についてのリストとその項目区分を示しておく。

日米同盟：未来のための変革と再編 (05年10月29日・「2+2」合意)

| 協力を向上させることが重要な個別分野 | national | regional | global |
|---|----------|----------|--------|
| 防空 | ○ | | |
| 弾道ミサイル防衛 | ○ | | |
| 拡散に対する安全保障構想 (PSI) といった拡散阻止活動 | | ○ | ○ |
| テロ対策 | ○ | ○ | ○ |
| 機雷掃海、海上阻止行動、その他の活動 (海上交通の安全を維持するための……) | ○ | ○ | ○ |
| 捜索・救難活動 | ○ | ○ | ○ |
| 情報、監視、偵察 (ISR) 活動 (無人機 (UAV) や哨戒機により活動の能力と実効性を増大することを含めた) | ○ | ○ | ○ |
| 人道支援活動 | | ○ | ○ |
| 復興支援活動 | | ○ | ○ |
| 平和維持活動 及び 平和維持のための他国の取組 (efforts) の能力構築 (capability building) | | ○ | ○ |
| 重要インフラの警護 (在日米軍施設・区域を含む) | ○ | ○ | |
| 大量破壊兵器への攻撃への対応 (大量破壊兵器の廃棄、除洗を含む) | ○ | | |
| 相互の後方支援活動 (補給、整備、輸送) 補給協力=空中給油、洋上給油を相互に行うことを含む 輸送協力=航空輸送 (airlift)、海上輸送 (sealift) を共に行うことを含む 高速輸送艦 (HSV) の能力によるものを含む | ○ | ○ | ○ |

第6章注

- (1) 以上の過程については、第5章注(23)及び『防衛白書』『防衛ハンドブック』掲載の組織図、編成表等参照。
- (2) この過程は『防衛白書』2007版に詳しい。
- (3) 本報告書は、

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhoshyo/houkokusho.pdf>

『防衛白書』掲載は抄収録である。なお、本報告書とほぼ同旨の立論と理論展開をするものとし、村瀬信也「安全保障に冠する国際法と日本法」(上)(下)、『ジュリスト』(1349、1350号、2008年)がある。

- (4) 戦争行為の何を法は規制するかに関わる *jus ad bellum* と *jus in bello* についてはその時代的変遷と合わせて多くの国際法テキストがふれるところであるが、例えばオーソドックスな解説として高野雄一著『新版国際法下』(弘文堂、1980年) 301頁以下、筒井若水『現代国際法論』(東大出版、1972年) 72頁以下等参照。
- (5) この点については一定留保を伴いつつ前掲、第5章注(9)記載の森肇志の一連の論考を参照。
- (6) オリジナル・テキスト。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ampobouei2/090928houkoku_j.pdf

- (7) [www.kantei](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ampobouei2/090928houkoku_j.pdf) オリジナル・テキスト。

この報告書が「積極的平和国家」をキー概念して多用する「複合事態」「非伝統的安全保障」「アクセス拒否環境」(米軍 QDR に使われたもの)「動的抑止」「静的抑止」「オール・ジャパン体制」などの概念、用語は、前年の報告書がやはり駆使した(そこでは「平和協力国家」がキー概念とされていたが)「多機能弾力的防衛力構想」「存在による抑止」「運用による抑止」「多層協力的安全保障戦略」「多層的な抑止戦力」などの概念とあわせて、従来の「平和国家」(仮にそこに基盤的防衛力構想も入れたとして)の理論的、実践的積み上げを解体し、実働的な「世界の中の日米同盟」の中に、国家機構と国民をインクルードするものであるために、その整合性と理論的根拠が年末に予定される2010防衛計画の大綱のあり方とあわせて検討されなければならないのである。